◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第五五号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（内閣官房）

1　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二四年法律第三一号。以下「法」という。）第六九条の二第二項に規定する同条第一項各号に掲げる新型インフルエンザ等対策に係る費用ごとの都道府県又は市町村の負担額は、それぞれ各年度における次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とすることとした。

㈠　都道府県が支弁し、又は補助する費用（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成一〇年法律第一一四号。以下「感染症法」という。）第六四条第一項の規定により読み替えて適用する感染症法第五八条（第一二号及び第一七号を除く。）又は第六〇条第三項（感染症法第三六条の六第一項に規定する検査等措置協定に係る部分に限る。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が支弁し、又は補助する費用を含む。）については、当該費用から、国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する額を控除した金額

㈡　市町村が支弁する費用の一部を都道府県が負担する費用については、当該都道府県が負担する費用から国が負担する額を控除した金額

㈢　市町村が支弁する費用については、当該費用から都道府県が負担する額を控除した金額（第二三条の二関係）

2　法第六九条の二第二項に規定する特別交付金交付額の交付について、所要の規定を設けることとした。（第二三条の三及び第二三条の四関係）

3　法第七〇条の二第一項の政令で定める地方公共団体を、次のとおり定めることとした。

㈠　都道府県、保健所を設置する市及び特別区

㈡　新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村（㈠に掲げるものを除く。）（第二三条の五第一項関係）

4　法第七〇条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還方法を定めることとした。（第二三条の五第三項及び第四項関係）

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五七号）（内閣官房）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七三号）の一部の施行に伴い、地方公共団体が支弁した国民の保護のための措置等に要する費用のうち地方公共団体が負担するものとして、地方公共団体の職員に支給する在宅勤務等手当を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十二号

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年三月二十一日とする。

防衛大臣　木原　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十三号

防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　民間事業者の能力の活用の計画に関すること（装備計画部及び衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第八十九条中「三課」を「二課」に改め、「防衛協力課」を削る。

第九十条中「第五号まで」の下に「及び第七号から第九号まで」を加え、同条第一号中「及び防衛協力課」を削り、同条第七号から第九号までを次のように改める。

七　防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の計画に関すること。

八　防衛の分野における国際的な交流の計画に関すること。

九　第七号に掲げるもののほか、軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の計画に関すること。

第九十条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第九十一条を削り、第九十二条を第九十一条とする。

第九十三条中「四課」を「五課」に、「航空機課」を「航空機課開発課」に改め、同条を第九十二条とする。